令和３年２月１日

【　社会福祉法人恵愛会　一般事業主行動計画　】

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和３年２月１日～令和８年１月 31 日までの５年間

２．内　　容

目標　①：育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

[対策]

令和３年２月～・管理者会議にて共通認識を図る

・各事業所において育児休業中の職員を把握し、スムーズに原職復帰が出来るよう、その都度見直しを行う

目標　②：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

[対策]

令和３年２月～・管理者会議にて共通認識を図る

・担当職員を配置し、対象者に対し制度の周知を積極的に行う

目標　③：育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施

【対策】

令和３年２月～・管理者会議にて共通認識を図る

・求人募集の際に求職者へ向けた積極的な広報を行う

目標　④：女性職員について準職員から正職員への転換制度を積極的に運用し、年間１名以上の転換を図る

【対策】

令和３年２月～・管理者会議にて共通認識を図る

・準職員雇用規程に基づき、基準を満たす女性職員へ積極的に周知を行う

○役職者に占める女性労働者の割合・・・・５６．６％（令和３年２月１日現在）